

# 天津大野木マイツニューズレター

## 10月号

2006年10月23日 担当：安達・劉

# 決算対策としてのロイヤリティ支払

本年も残すところ3ヶ月を切りました。第③四半期までの業績がまとまり、2006年度決算見込を試算し始めている会社も多いことと思います。

本年は予想以上に好調で相当の利益が計上されそうだが、決算対策として何か考えなくては・・・という場合の対策として、日本親会社間とロイヤリティやコンサルティング契約を締結し決済を行う方法があります。

今回は、決算対策を考えた場合のロイヤリティ等の手続きや税務上の注意点について解説したいと思います。

## 1. どのような契約を結ぶか？

中国現地法人の設立間もないころは、会社経営や工場運営ノウハウ、製造技術や販売ルート等が確立されておらず、日本親会社のサポートが無ければ成り立たないという会社が多いことと思います。設立当初は子会社立ち上げ支援のため、中国子会社へこのサポートに対する対価を求めない場合が多くありますが、中国現地法人の決算対策として、当該支援について契約を結び、中国現地法人は日本本社に対し適切な報酬を支払うようにします。

特許権や商標権の使用料であれば「ロイヤリティ契約」を、製造ノウハウや技術指導を行っている場合には「技術指導契約」を、その他経営支援等については「コンサルティング契約」を締結するのが一般的です。

## 2. 契約書の登記

技術移転を伴うロイヤリティ契約や技術指導契約については、商務委員会での契約書登記手続きが必要となります。

天津市で行う場合の手続きの概要は以下の通りです。

- (1) 電子申請：HP上の「技術導入契約登記管理システム」で、「技術導入契約申請表」と「技術導入契約データ」の電子申請を行う。
- (2) 契約書登記：天津市商務委員会に、契約書(中文)、上記(1)の電子申請表、その他必要書類を提出し、「技術導入契約登記証」を受領する。

## 3. 源泉税の納税手続き

ロイヤリティや技術指導費について海外送金する前に、原則として、契約金額に対し5%の営業税が課され、営業税控除後の金額について10%の企業所得税が課されます。これらの税金は、送金者(中国現地法人)が源泉徴収し所轄税務局に納税します。

なお、「製造に関するノウハウの提供等」について、ハイテク技術等に該当する一定の支払については、営業税・企業所得税が免税となることがあります。

また、図面設計等が国外で行われている場合には、その役務提供地が国外であることが契約書等において明確にされている場合には、営業税・企業所得税が免税扱いになることもあります。

## 4. 送金手続きの注意点

ロイヤリティ契約等に基づき海外送金する場合の注意点は以下の通りです。

- (1) 送金額5万ドル以下の場合  
銀行のみの審査となるため、銀行によっては契約書と請求書のみで手続き可能な場合もあります。

## (2)送金額 5 万ドルを超える場合

技術移転を伴う契約については、契約書、請求書、技術導入契約登記証、源泉税納付書、完税証明書又は免税証明書その他の関連資料の提出が必要となります。

## 5. 税務上の留意点

### (1)中国現地法人の留意点

中国現地法人は、上記手続きを滞りなく年内に終了し送金が完了していれば、基本的に当年の損金(税務上の費用)として認められますが、支払手続きが年内に間に合わない場合には、金額を確定し本社から請求書を受領し、当該金額について未払計上をする必要があります。税務の規定上、この未払計上を行い当期の費用とする場合、当該未払い計上金額についてすでに支払済み代金として扱われ、上記3. の税金を源泉徴収し納税しなければなりません。言い換えれば、当年の損金として処理するためには最低限源泉税の納税まで終了させておけばよいということになります。(ただし、地区によっては送金手続きが完了しないと当年の損金として認めないという見解を示す税務局もありますので注意が必要です)

### (2)日本親会社の留意点

日本親会社より派遣される技術者の派遣日数が 12 ヶ月の間に合計 6 ヶ月を超えている場合に、税務局より恒久的施設ありと判断されたときには、恒久的施設課税の他、派遣技術者の個人所得税の課税が行われます。

恒久的施設課税を受けた場合、営業税については送金額の 5%となりますが、企業所得税は収入・費用・利益率等のデータをもとに利益を算出し、これに 33%の税率で課されます。

営業税・企業所得税の課税もさることながら、恒久的施設課税を受けた場合に一番影響するのは、派遣者の個人所得税課税が行われることです。いったん恒久的施設ありと判断された場合には、個人所得税の短期滞在者免税の特例(いわゆる、183 日ルール)の適用を受けることができませんので、注意が必要です。

### (3)移転価格税制について

中国現地法人が日本親会社との間で締結したロイヤリティ契約や技術指導契約の金額の妥当性について、移転価格税制が問題となります。

移転価格税制の対応として、日本親会社からの受けている支援の内容について明確にし、その支援の対価が合理的なものであることの資料を備え付けておくことが重要となります。

## 6. まとめ

中国現地法人と日本親会社との間でロイヤリティ等の契約を結ぶ場合、外貨管理上の問題や税務上の問題が複雑に絡んできますので注意が必要です。また、内容によっては相当の期間を要するため、当年の決算対策として対応する場合には、迅速かつ確実な手続きが必要となります。

上記各種手続きについて、弊社でもお手伝いが可能です。ご不明な点がございましたらご遠慮なく弊社までお問合せください。

(完)